



こんにちは  
横浜市議員

週刊ニュース

日本共産党

白井まさ子です

白井まさ子事務所  
党港北・都筑区事務所内  
横浜市港北区樽町1-24-36  
TEL045-543-4138  
FAX 045-543-2086  
E-Mail:mail@shirai-masako.jp  
http://www.shirai-masako.jp/

# 定額減税Q & A 6月から始まります

定額減税では、一定額（4万円）が所得税と住民税から控除されます。減税しきれない方には、差額分が「調整給付金」として支給されます。控除対象配偶者や扶養親族も対象となります。年金受給の方も住民税などが差し引かれている方は対象になります。

## 【所得税について】

### ●対象

- ・2024年分の所得税の納税者で国内に住所がある方
- ・2024年分の合計所得金額が1,805万円以下の方（給与収入のみの場合、給与収入が2,000万円以下）

### ●減税額

納税者本人：3万円  
控除対象配偶者又は扶養親族：1人につき3万円

## 【住民税について】

### ●対象

- ・2024年分の個人住民税所得割の納税者で、国内に住所のある方（均等割のみ課税される納税義務者は対象外）
- ・2023年分の合計所得金額が1,805万円以下の方（給与収入のみの場合、給与収入が2,000万円以下）



### ●減税額

納税者本人：1万円  
控除対象配偶者又は扶養親族：1人につき1万円



## 【手続きについて】

特別な手続きは必要ありません。

- ①給与所得者…勤務先が事務手続きを行います。
- ②年金受給者…公的年金等の支払者（厚生労働省や共済組合など）が行います。
- ③自営業者や個人事業主など事業所得の人…所得税は確定申告をすることで定額減税を受けられ、住民税は普通徴収から減税されます。



## 【実施方法】

- ①給与所得者…6月1日以降の給与（または賞与）支払い時や2024年の年末調整時に処理。
- ②個人事業主…2024年分の確定申告した所得税額から定額減税の控除額が差し引かれます。住民税は6月第一期分から控除。
- ③年金受給者…2024年（令和6年）10月分の年金特別徴収税額から順次行われます。

詳細は、各区役所の税務課市民税担当に  
問い合わせください。

市HPのQ&amp;A



## 能登半島被災地へボランティアに行きました

6月12日～14日に能登半島に行きました。地震被災者共同支援センターに横浜から預けていただいた物資を届け、仮設住宅の聞き取り等を行いました。また、寄せて頂いた募金は、輪島市に届けました。沢山のご支援ありがとうございました！

届けた物資：お米350キロ、お茶やお水等30箱以上、カップ麺  
レトルト食品、トイレットペーパー等

届けた募金：169万4,716円（3地区合計+街頭など）

ボランティアレポートは近日、党市議団HPに掲載予定です。



被災地共同センターにて



輪島市長（左3番目）に募金手渡す